

アトカラ（会員登録型）加盟店規約【EC用】

「アトカラ（会員登録型）」は、GMO ペイメントサービス株式会社（以下「当社」といいます）および三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます）が共同でブランド管理を行う後払い決済サービスです。本規約は、加盟店が商品もしくは権利の販売または役務の提供をする際の対価の支払手段として、その顧客がアトカラ（会員登録型）を選択したときに、当社が加盟店に対し当該取引代金の立替払いをする場合における当社および三井住友カードと加盟店との間の契約関係を定めるものです。加盟店となろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約の各条項を承認のうえ、当社に本規約に係る契約（以下「本契約」といいます）の申込みをするものとします。なお、疑義を避けるために付言すると、本契約に基づき当社が加盟店に対して提供する立替払いサービス（以下「本サービス」といいます）に基づく権利義務関係は、以下に三井住友カードが主体と明記されていない限り、当社と加盟店との間でのみ生じるものとします。

第1条（総則）

1. 申込者および加盟店は本規約内容をよく理解し、特定商取引に関する法律、割賦販売法、消費者契約法、個人情報保護法、不当景品類および不当表示防止法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、資金決済に関する法律、その他関係法令ならびに本契約を遵守し、本サービスの適法かつ円滑な運営推進を図るため当社と緊密な連携を保ち、相互に協力するものとします。
2. 加盟店は、本契約に基づき、加盟店が顧客との間で行う通信販売等に関し、アトカラ（会員登録型）を決済手段とした信用販売を行うことができるものとします。なお、加盟店は、本契約に基づいては、通信販売等以外の取引について、アトカラ（会員登録型）を決済手段とした信用販売を行うことはできません。

第2条（定義）

本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

①加盟店

本規約に同意のうえ、当社に対して本契約の申込をし、当社が承諾した者をいいます

②信用販売

顧客と加盟店との間における商品および権利の販売ならびに役務の提供等の取引であって、当社所定の方法によりアトカラ（会員登録型）を対価の支払手段とするものをいいます

③売買契約等

加盟店と顧客との間で締結される取扱商品に関する売買契約または役務提供契約をいいます

④商品等

加盟店が販売する物品もしくは権利、または提供するサービス（付帯、関連する役務を含みます）等をいいます

⑤取扱商品

加盟店が本サービスを利用して取扱う商品等をいいます

⑥顧客

加盟店が信用販売を行う相手方となる者をいいます

⑦商品代金等

信用販売により、顧客が加盟店に対し払うべき商品等の代金、送料、売買契約等に基づくキャンセル料、その他費用、消費税等一切の費用をいいます

⑧売上債権

信用販売により加盟店が顧客に対し取得する商品代金等の金銭債権をいいます

⑨通信販売等

顧客と加盟店との間における、電子通信で行う非対面の取引をいいます

⑩営業秘密等

申込者、加盟店、当社または三井住友カードが本契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密をいいます

⑪第三者

申込者、加盟店、当社、三井住友カード以外のすべての者をいいます

⑫個人情報

顧客の個人情報（個人に関する情報で氏名・住所・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいい、氏名・住所・生年月日・携帯電話番号・メールアドレス・契約番号・預貯金口座・請求額をいいますが、これらに限られません）をいいます

⑬アトカラ ID

アトカラ（会員登録型）のサービスの利用に関し顧客が当社に届け出た携帯電話番号およびメールアドレスをいいます

⑭反社会的勢力

以下のアまたはイのいずれかに該当する集団または個人をいいます

ア 次の属性に該当する集団または個人

(a) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

(b) 暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から 5 年を

経過しない者

- (c) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (d) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (e) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (f) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (g) 特殊知能暴力集団等（(a)から(f)に掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
 - (h) (a)から(g)に掲げるもの（以下「暴力団員等」という）の共生者（暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））
 - (i) その他(a)から(h)に準ずる者
- イ 次の行為を行う集団または個人
- (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (e) その他(a)から(d)に準ずる行為

第3条（本契約の申込および審査）

1. 申込者は、本契約の申込にあたり、当社に対し、必要事項をもれなく記載した加盟店申込

書を提出します。当社は、申込者を加盟店として承諾するかに係る審査を実施し、その結果を申込者に通知します。当該審査に際しては、三井住友カードの保有する加盟店の情報を利用する場合があります。当社が、申込者を加盟店と認めた日をもって、申込者、当社および三井住友カードとの間で、本契約が成立し、申込者は当社の加盟店としての地位を得るものとします。なお、本契約の内容は、本規約に加え、加盟店申込書およびこれらの付帯する覚書その他付随する特約および同意条項に規定された内容を含むものとします。

2. 当社は、申込者の申込を承諾するか否かの完全な裁量権を持ち、申込を承諾しない場合でも審査の結果および理由の開示は一切行わないものとし、申込者は、当社の判断に対して、異議の申立てや理由の開示を求めることはできないものとします。

第4条（取扱サイトの承認等）

1. 加盟店は、信用販売を行うウェブサイトの URL、その他加盟店が事業を行う仮想空間を識別する記号等（以下、「取扱サイト」といいます）を指定し、あらかじめ当社に届け出て、承認を得るものとします。
2. 加盟店は、当社の承認を得ていない取扱サイトで信用販売はしてはならないものとします。
3. 加盟店は、取扱サイトにおいて、本サービス利用に関する当社指定の文言、ロゴ等を表示し、また、特定商取引に関する法律、消費者契約法、景品表示法その他関係法令に従い、かつ、顧客の操作ミス等を惹起しない表示および仕様を実施することとします。

第5条（システム機器等の準備）

加盟店は、通信販売等に必要なシステム機器等を保有、運用、試験、保守し、かつ必要に応じて適切に更新、交換および改修するとともに、システム接続、システム環境、セキュリティレベルの維持その他必要な準備を行うものとします。

第6条（契約上の地位の譲渡禁止）

加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問いません。以下同じです）できないものとします。

第7条（アトカラ（会員登録型）の取扱いについて）

1. 加盟店は、アトカラ（会員登録型）の名称、サービスマーク（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用してはならず、またこれらを第三者に使用させてはならないものとします。
2. 加盟店は、アトカラ（会員登録型）に係る名称、商号、商標、標識その他の商品または営業に関する一切の表示と混同を生じさせるおそれのある表示を使用しないものとし、当

社または三井住友カードが使用を中止もしくは禁止した場合は、異議なくこれに応じるものとします。

3. 当社および三井住友カードは加盟店から提供された情報を用い、アトカラ（会員登録型）におけるブランドの管理、指導、是正対応を行い、加盟店はこれに応じるものとします。

第8条（業務委託の禁止）

加盟店は、当社が書面で承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務（個人情報の取扱いに関する業務を含みます）を第三者に委託できないものとします。

第9条（広告の作成）

1. 加盟店は、信用販売に関する広告を作成する場合は、その内容について事前に当社の承諾を得るものとし、その実施は加盟店の責任と負担において行うものとします。
2. 加盟店は、前項の広告の作成にあたり次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、著作権法、商標法、その他の関連法律・法令の定めに違反しないこと
 - (2) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと
3. 加盟店は、通信販売等を行う際は次の事項について表示するものとします。
 - (1) 加盟店の屋号・商号、所在地、代表者または運営責任者の氏名
 - (2) 加盟店の電話番号、メールアドレス等の照会窓口の連絡先、受付時間
 - (3) 商品等の販売価格、送料、その他負担すべき金銭
 - (4) 商品等の引渡時期および方法（商品発送先に制限がある場合はその詳細）
 - (5) 商品代金等の支払時期および方法
 - (6) 商品等の返品、申込みの期限、撤回、解除に関する事項
 - (7) ソフトウェア等、デジタルコンテンツに関する取引の場合は、その動作環境
 - (8) 分割払いの取引を行う場合は割賦販売法に定められている取引条件等に関する事項
 - (9) その他当社が必要と認める事項
4. 加盟店は信用販売に関する広告に当社の指定する加盟店標識を表示するものとします。

第10条（取扱商品）

1. 加盟店は、信用販売の対象となる主な取扱商品を事前に当社に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。また、加盟店は、以下のいずれかに該当するかまたは該当するおそれがある商品等を取り扱ってはならないものとします。なお、第1号および第5号については、当社はその裁量により、本契約の有効期間中、任意の時点において各号該当性の判断を行うことができるものとします。
 - (1) 当社が公序良俗に反すると判断するもの

- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬および向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、その他関連法律・法令の定め
に違反するもの
 - (3) 第三者の特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権その他知的財産権、および肖像権その他の権利を侵害するもの
 - (4) 当社の事前の承諾を得ない現金（記念硬貨等を含みます）、商品券、印紙・切手・回数券・プリペイドカード、電子マネーその他の前払式支払手段等の換金性の高いもの（有価証券を含みます）
 - (5) その他顧客との紛議もしくは不正利用の実態等に鑑みまたは当社のブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断したもの
 - (6) 当社が別途指定したもの
2. 加盟店の取扱商品が、前項各号のいずれかに該当することもしくはそのおそれがあることが判明した場合、または、法令の変更等により、前項各号のいずれかに該当すること（そのおそれがある場合を含みます）となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該取扱商品を本サービスの利用対象外商品とすることができるものとします。この場合、加盟店は直ちに当該取扱商品の信用販売を中止するものとします。
3. 加盟店は、第 1 項の規定にかかわらず、商品等の販売または提供を行うために行政機関からの許認可、行政機関への登録または届出等（以下「許認可等」といいます）が必要な商品等について信用販売を行おうとする場合には、許認可等を得た後に当該信用販売を行うものとし、加盟店が当該許認可等を取り消され、または停止されるなどした場合には当該商品等の信用販売、広告等を行ってはならないものとします。
4. 当社が、取扱商品について報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとし、当社が第 1 項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店は直ちに当該取扱商品の信用販売を中止するものとします。

第 11 条（改善措置）

1. 当社は、加盟店が行っている信用販売が本契約の定めに従い実施されているかどうか、および、第 9 条の広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとします。
2. 当社は、広告表現および取扱商品の内容その他本サービスの利用態様等が信用販売に相応しくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに自己の負担において適切な措置を取るものとします。
3. 当社は、加盟店に対し、本契約の遵守状況、加盟店の財務状況、その他加盟店としての是非を判断するために必要な情報を文書その他の当社が適当と認める方法により報告を求めることができ、加盟店はこれに従うものとします。

第 12 条（信用販売）

1. 加盟店は、顧客が、アトカラ（会員登録型）を決済手段として、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本契約に従い、現金その他の決済手段で取引を行う者と同様の条件で、信用販売を行うものとします。この場合、加盟店は、アトカラ（会員登録型）利用に関し、顧客に対して、決済手数料その他名目の如何を問わず、金銭的な負担を請求してはならない（例えば、現金販売価格に加盟店手数料相当額を上乗せした金額を信用販売額とする旨の合意をすることなどはできない）ものとします。
2. 本契約の対象とする信用販売は、通信販売等による取引とします。
3. 加盟店は、本契約に従い信用販売を行うとともに、法令、当社が定める規程、ルールおよび指示等（以下改定された場合は改定後のものを含み、「本契約等」といいます）を遵守するものとします。

第 13 条（取扱い可能な支払回数）

1. 信用販売の種類は、一回払い販売および分割払い販売とし、それぞれ以下の各号に定める内容のものとします。

（1）一回払い販売

顧客の委託に基づき、売上債権にかかる債務を当社が加盟店に対し立替払い（以下、当社と顧客との立替払契約を「立替払契約」といい、当社が立替払契約に基づき、加盟店に対して支払う金員を「立替代金」とします）するとともに、当社から顧客に対して支払に関する請求金額等を通知し、顧客が当社指定の期日（利用日が属する月の翌月の指定日）までに、一回で当社が立て替えた立替代金相当額を支払う信用販売

（2）分割払い販売

当社が立替払契約に基づき、加盟店に対し立替代金を支払うとともに、当社が顧客より分割して立替代金相当額の返済を受けるものをいい、顧客はアトカラ（会員登録型）利用の申込の際に指定した回数、当社指定の支払方法によって当社に立替代金相当額の分割払いを行う信用販売

2. 前項の定めにかかわらず、加盟店は、当社が別途承諾した種類の信用販売しか取り扱うことはできないものとします。

第 14 条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、顧客より商品代金等の支払手段としてアトカラ（会員登録型）を利用する旨の申込を受けたときは、当社所定の方法で当社に対しその対象となる通信販売等に係る申込データ（次条第 1 項に規定します）を当社に連携するとともに、当社が指定する当社のウェブページに顧客を誘導するものとします。その後、当社は顧客によるアトカラ（会

員登録型)の利用に係る審査を実施し、その結果を加盟店に通知します。なお、当社の承認は、当該信用販売の申込みをした者が顧客本人であることを保証するものでないことを、加盟店は承諾するものとします。

2. 前条第1項第1号および第2号の信用販売の申込みを受け付ける際の手続は次の方法とします。

- (1) 加盟店は、当社所定の方法により受け付けを行い、当該申込みの事実および申込データを、当社の指定する方法により当社に通知し承認を依頼するものとします

- (2) 当社は、顧客に当社所定の入力画面を提供し、当社が指定する項目を入力させ、与信審査その他必要な審査を行うものとします

- (3) 加盟店は、当社より承認に係る「可」または「不可」の通知を受けたときは、その旨を顧客に通知するものとします

3. 当社は、当社の与信審査その他審査の方法および結果の理由を加盟店に開示する義務を負わないものとします。

4. 本サービスの申込みの単位は、1注文毎とし、複数の取扱商品等があった場合でも、当社は1件の申込みとして処理するものとします。

5. 加盟店は、当社が加盟店の顧客によるアトカラ(会員登録型)の利用の可否に係る審査を実施するのに必要な情報を当社の求めに応じ提供し、当社とともに第三者によるアトカラIDの不正利用を防止するための措置を講ずるものとします。なお、当社の第1項に基づく承認が得られた場合であっても、加盟店において、第三者によるアトカラIDの不正利用、その他正当な利用でないことを知り、または知りうる状況にあった場合には、加盟店は本サービスによる信用販売を行わないものとします。また、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、当社は加盟店に対し立替代金の支払を行わないものとし、また、当社が加盟店に対し立替代金が既に支払済みの場合には、加盟店は当社の請求があり次第、合理的な範囲で速やかに当該金銭を返還するものとします。

6. 加盟店は、その行った信用販売につき、前項に違反しまたはアトカラIDの不正利用その他正当でない利用がなされた場合、遅滞なくその是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画および実施のスケジュールを策定し実施し、またその発生、当該策定および実施の内容を直ちに当社に報告するものとします。

7. 加盟店は、当社が顧客のアトカラ(会員登録型)の利用状況等の調査協力やアトカラIDの不正利用防止に係る協力を求めた場合、これらに協力するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。

第15条(申込データの取扱い)

1. 前条第 1 項に基づき加盟店が当社に送信する申込データ（以下「申込データ」といいます）は以下の情報とします。
 - (1) 顧客の住所、氏名漢字、カナ、生年月日、携帯電話番号、メールアドレス
 - (2) 商品の特定（商品名・サービスの内容・商品番号・数量等）
 - (3) 加盟店が顧客に対しその取引によって取得する売上債権の金額
 - (4) 取扱商品を引渡しまたは提供する時期、場所および方法、ならびに、取扱商品の配送が必要な場合、取扱商品の送付先住所
 - (5) その他加盟店と当社が合意した事項
2. 前項の定めにかかわらず、前項第 1 号から第 4 号までの申込データについて提供できない項目がある場合は、加盟店および当社は協議のうえ、申込データの内容を調整するものとします。
3. 加盟店は、申込データを当社に送信するのに先立って、加盟店から当社へ申込データに含まれる個人情報を提供することに関する同意を顧客から取得するものとします。加盟店が当該同意を取得せず、当社に顧客の申込データを送信した場合に顧客および当社に生じた一切の損害は、加盟店が負うものとします。
4. 加盟店は、申込データの電子通信に用いるデータの構造、書式、顧客の端末に表示されるデータ記入用画面等（なお、これらに係る著作権その他一切の権利は当社が有するものとします）を当社の指定する仕様書に基づいてあらかじめ導入し、当社の許諾を得てこれを使用するものとします。
5. 加盟店は、当社との間で行う信用販売にかかるデータの授受に関しては、暗号化（SSL およびそれと同等な技術を含みます）して行うものとします。
6. 申込データの誤り等に起因する損害や顧客との紛争については、すべて加盟店が自らの費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
7. 加盟店は、次のデータ等を 7 年間保管するものとします。
 - (1) 申込データ
 - (2) 取扱商品が発送済みまたは提供（完了）済みである旨の記録
 - (3) 取扱商品を発送した際の運送機関の荷受伝票、その他運送の受託を証する書面または電磁的記録
 - (4) 本サービスを利用して提供された役務・サービスについては、その提供を行った日時、場所、サービス内容、および提供者等が記載された書面または電磁的記録
 - (5) 本サービスを利用して提供されたデジタルコンテンツについては、データをダウンロードした日時、媒体等が記載された書面または電磁的記録
 - (6) その他加盟店と当社が合意したファイルおよびデータ等

第 16 条（信用販売の円滑な実施）

1. 加盟店は包括信用購入あっせんに係る販売の方法により商品もしくは指定権利を販売す

る契約または包括信用購入あっせんに係る提供の方法により役務を提供する契約を締結したときは、割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 5 項およびその施行規則に定める事項などの情報を同法所定の方法により遅滞なく顧客へ提供しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される顧客に対する義務を遵守するものとします。

2. 加盟店は、当社所定の方法で作成した本サービスを利用した信用販売にかかる売上データが当社に到着した後に顧客が当該信用販売の取消しまたは解約等をしたときは、直ちに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該顧客と当該信用販売の精算を行うものとします。
3. 加盟店は、加盟店の事由により商品等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を顧客および当社へ連絡するものとします。
4. 加盟店が、信用販売の取消しまたは解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて売上債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第 18 条に準じて処理するものとします。
5. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権に係る立替払契約の立替代金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第 19 条第 3 項および第 23 条を準用することができるものとします。

第 17 条（取扱商品の発送・提供等）

1. 加盟店は、顧客から信用販売の申込みを受け付け、当社から第 14 条に定める信用販売の承認の通知を受け取った場合、速やかに申込データに記載されている、時期、場所、方法等により、顧客に対する取扱商品の引渡しまたはサービスの提供（デジタルコンテンツ等のダウンロード、ストリーミング、その他電子媒体による商品提供を含みます）を行うものとします。
2. 加盟店が当社に連携した配送先住所以外に取扱商品を発送した場合、加盟店は全責任を負うものとします。
3. 取扱商品の引渡し等が遅延、品切れ、または提供するサービスが未提供等、申込時の約定と異なる場合が生じた場合は、加盟店は遅滞なく当該顧客および当社に対し連絡を行い、書面等で引渡時期等を通知するものとします。
4. 前項に規定する場合、加盟店は顧客に対し、通知した引渡時期までに取扱商品を提供するものとします。

第 18 条（立替払契約の成立）

1. 当社と顧客間の立替払契約は、当社が第 14 条第 1 項の審査の結果、利用を承認する旨を加盟店に通知した時点で成立するものとします。
2. 加盟店は、顧客との間で売買契約等を締結した後、速やかに売上データを提出し、当社が

加盟店に対して支払うべき立替代金の支払請求を行うものとします。

3. 加盟店が当社所定の期間内に売上データを提出しなかったときは、当社は、第 19 条に定める立替代金を支払わないものとします。この場合、当社は、顧客との間の立替払契約を解約のうえ、顧客に対して、その旨の通知を行うことができるものとします。

第 19 条（立替代金の支払方法）

1. 売上データの提出締切日および加盟店への立替代金支払方法は、当社が別途発行する通知書に記載のとおりとします。
2. 前項の支払は、支払日における合計額から第 25 条に定める手数料を控除した金額を加盟店が指定した金融機関へ当社が振込む方法により行うものとします。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、加盟店が提出した売上データまたは売上データに係る信用販売が以下の各号に該当する場合は、当社による当該信用販売に係る承認の有無にかかわらず、当社は、顧客との立替払契約を契約時に遡って解除し、加盟店に対し、立替代金の支払を行わないものとします。また、立替代金が既に支払済みの場合には、加盟店は、当社の請求があり次第直ちに当該金銭を返還するものとします。
 - (1) 顧客が、取扱商品の受領ができないこと、取扱商品に契約不適合があること、取扱商品の正当な返品に応じないこと等相当な理由に基づき、顧客が立替払契約に基づく立替代金相当額の支払を拒否した場合
 - (2) 売上データが正当なものでない場合、または売上データの内容に不実・不備がある場合
 - (3) 加盟店が提出した売上データまたは売上データに係る信用販売が法令または本契約に違反する場合
 - (4) 加盟店が第 26 条に定める禁止行為を行った場合
 - (5) 加盟店が提出した売上データに係る信用販売の対象となる取扱商品等が存在しない場合、架空注文の場合（加盟店が第三者と意を通じる場合を含みます）、不自然な取引の場合、または本サービスの悪用、不正利用もしくは犯罪による収益である疑いがある場合
 - (6) 次項の調査に対して当社が合理的と認める協力を、加盟店がしない場合
 - (7) 信用販売の取消もしくは解除、または、第 21 条の返品等がなされた場合
 - (8) 第 22 条第 1 項の顧客との紛議が速やかに解決されない場合
 - (9) その他、システム不備や加盟店に起因する事由による顧客の立替払契約に基づく立替代金相当額の支払拒否または、加盟店と顧客間のトラブルが解決しない場合
 - (10) 本契約に違反して信用販売を行った場合
 - (11) その他当社が合理的根拠に基づき不相当と認めた場合
4. 当社は、加盟店から提出された売上データまたは加盟店の信用販売について、前項各号に該当する疑義があると当社が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該売上データ

にかかる立替代金の支払を留保することができるものとします。この場合、留保した立替代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、立替代金が既に支払済みの場合には、加盟店は、当社の請求があり次第直ちに当該金銭を返還するものとします。

5. 前項の疑義が生じた場合、当社は、加盟店に対し、当該売上データにかかる資料の提示・提出、加盟店施設への立入、その他必要な調査を求めることができ、加盟店はこれに協力するものとします。
6. 第 25 条の手数料の未払い、前三項その他本契約に基づく立替代金の返還その他加盟店の当社に対する債務が消滅することまたは新たな債務が発生しないことが確定するまで、当社は本契約に基づく加盟店への支払を留保することができるものとします。
7. 加盟店は、当社が本条第 1 項に基づき立替代金の支払を行ったときは、加盟店が顧客に対して有する売上債権に代位することをあらかじめ承諾するものとします。
8. 当社は、加盟店に対して立替代金その他本契約に基づく支払を行う場合、その時点で存在する加盟店の当社に対する一切の支払債務（弁済期が到来しているか否かを問いません）と対当額で相殺することができるものとします。弁済の充当の順位は、当社の指定するところによるものとします。
9. 前項に基づく相殺を行ったにもかかわらず、当社が立替代金の返還請求をした日（当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします）から 2 カ月以上を経過した未払いの精算金がある場合は、当社は加盟店に対し、当社の指定する期限までに超過分の金銭を支払うよう請求することができるものとします。この場合、加盟店は当社に対し、当社の発行した請求書に従い、当該残債務全額を支払うものとします。支払に要する実費（銀行振込手数料等）は、加盟店の負担とします。
10. 加盟店は、売上債権を第三者に譲渡または立替払いさせることができないものとします。
11. 当社の通知、意思表示を受領すべき加盟店の連絡先が不明となったときは、当社は解除や相殺等に係る通知を省略して本契約所定の手続を取ることができるものとします。

第 20 条（支払停止の抗弁）

1. 顧客が取扱商品に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を当社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の立替代金の支払は以下のとおりとします。
 - (1) 当該立替代金が支払前の場合には、当社は当該立替代金の支払を保留または拒絶することができるものとします。
 - (2) 当該立替代金が支払済みの場合には、加盟店は当社に対し当該立替代金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該立替代金を次回以降に加盟店に対して支払う立替代金から差し引けるものとします。

- (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該立替代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 21 条（返品等）

1. 加盟店は、顧客から取扱商品の返品、売買契約等の申込の撤回、錯誤、取消等により売買契約等が取消、無効または不成立となる事由（以下「返品等」といいます）の申出を受け、これを受領した場合、次のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 加盟店は、返品等を受けた日を返品日とし、直ちに当社所定の売上データの顧客氏名、金額、返品日、返品を表示、その他必要事項を当社所定の方法により当社へ通知するものとします。
 - (2) 加盟店は、前号にかかわらず、当社から別途の指示があった場合は、それに従うものとします。
2. 当社が前項第 1 号により返品等の通知を受けた際は、当該返品等に係る売上債権にかかる債務の立替金相当額につき既に顧客から当社に支払がなされている場合は、その精算は顧客と当社において処理されるものとします。

第 22 条（顧客との紛議等）

1. 加盟店は、顧客に対して販売した商品等の品質不良、契約不適合、運送中の破損、数量不足、品違いその他、販売した商品等に関する顧客との紛議、および、売買契約等に関する顧客との紛議（契約の不成立、無効または取消等を指しますが、これらに限りません。以下「紛議」といいます）については、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担において、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から取扱商品の変更、販売方法、運送または提供方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の紛議に際して顧客から返品等の申出があった場合には、速やかにこれに応じて前条の処置を取るものとします。

第 23 条（顧客との紛議に関する措置等）

1. 顧客と当社との間に紛議が生じた場合、加盟店は、当社の求めに応じて、顧客との取引の態様（当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容）、紛議の発生要因等について当社に報告するものとします。
2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が顧客の紛議が加盟店の割賦販売法第 35 条の 3 の 7 に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。

3. 加盟店は、第 1 項の報告、当社が加盟する認定割賦販売協会の保有する情報その他の方法による当社の調査の結果、当社が顧客の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して顧客の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他の当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
4. 当社は、前三項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、下記の措置および指導その他当社が必要と判断する措置および指導を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。但し、当社による措置および指導は、加盟店を免責するものではないものとします。
 - (1) 書面もしくは口頭による改善要請
 - (2) 信用販売の停止
 - (3) 本契約の解除

第 24 条（商品の所有権の移転）

1. 加盟店が顧客に信用販売した商品の所有権は、当社が第 19 条の規定に基づき、立替代金を加盟店に支払った時に当社に移転するものとします。
2. 当社が第 19 条その他本契約上の定めに基づき支払済みの立替代金の返還の請求等をした場合、当該商品の所有権は、加盟店が立替代金を当社に返還したときに、加盟店へ戻るものとします。
3. 加盟店が、不正利用等により、顧客以外の者に対して信用販売を行った場合でも、当該商品の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 当社は、信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、必要があると当社が判断した場合には、加盟店に代わって商品の回収をすることができるものとします。

第 25 条（手数料の支払）

1. 加盟店は、本サービスによる信用販売額に対して当社所定の料率を乗じて計算した手数料（当社が別途発行する通知書に記載）を当社に支払うものとします。1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。
2. 第 19 条その他本契約の定めにより加盟店から当社に立替代金の返還または顧客から加盟店に返品等が行われる場合においても、本条に規定する手数料は返還されないものとします。

第 26 条（加盟店の禁止行為）

1. 加盟店は、本サービスの利用、顧客との取引および取引の誘因にあたり、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の従業員または役員が次の各号に定める行為またはこれに類する行為を行った場合には、加

盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。

- (1) 顧客に対し、本サービスを当該顧客の決済利用であるかのような外観で当該顧客以外の第三者に利用させる行為
 - (2) 顧客に対し、当該顧客以外の第三者になりすまして本サービスを利用させる行為
 - (3) 第三者の売掛金の決済・回収もしくは商品等の換金のために本サービスを利用することまたは顧客にその目的があることを知っていながら行う取引
 - (4) 顧客との間に真実取引がないのに、それがあるかのように顧客と通謀しあるいは顧客に依頼して取引があるかのように装う行為、その他詐欺、脅迫、誹謗中傷や犯罪（犯罪の教唆または幫助を含みます）に該当または該当するおそれのある行為
 - (5) 加盟店（代表者およびその関係者を含みます）が顧客として当該加盟店との間で信用販売を行うこと
 - (6) 当社の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害する行為
 - (7) 当社または第三者の設備、システム等の運営に支障を生じさせる行為
 - (8) 本サービスの運営に支障を与える行為、本サービスを不正な目的をもって利用する行為または本サービスや当社のイメージや信用を損なうおそれのある行為
 - (9) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
 - (10) 当社または第三者の財産、プライバシー、肖像権、名誉および信用を侵害するおそれのある行為、または他人に不快感を抱かせる行為
 - (11) 当社、顧客または第三者の権利または利益を侵害または侵害するおそれのある行為
 - (12) 監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受けるおそれのある行為
 - (13) 法令、公序良俗または本契約に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
 - (15) その他当社が不適切と判断する行為
2. 加盟店は前項の行為が行われないよう、加盟店の従業員または役員の教育・指導その他前項の行為が行われない為に必要な体制整備を行うものとします。

第 27 条（サービスの中断・免責事項）

1. 当社は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、コンピュータシステムの不備、天災、事変、騒乱、暴動、感染症等の疾病の蔓延、サイバー攻撃、テロ行為、労働争議その他当社の責めに帰すことのない事由により本サービスを提供ができなくなったときは、加盟店に通知することなく本サービスの提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、以下の各号に定める事由に該当する場合、または本サービスの提供に必要な設備の保守点検等の事由により本サービスの提供を中断すべきであると判断したときは、加盟店に事前に通知して本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) ハードウェアまたはソフトウェアの交換またはバージョンアップを行う場合
 - (2) コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施
 - (3) 本サービスを提供しているコンピュータシステムまたは加盟店もしくは顧客のコンピュータ、電気通信設備の障害、インターネット接続サービスの不具合等、当社、加盟店または顧客の設備、接続環境の障害の解消その他当該コンピュータや設備等の円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
 - (4) 郵便の誤謬、遅延
 - (5) 当社が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、その他、電気通信事業者の責に帰すべき事由
3. 前二項に基づく本サービスの提供の中断に関し、当社は加盟店および顧客に対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
4. 当社は、以下の各号に定める損害、および当社の責めに帰さない事由により加盟店または顧客に生じた損害に関し、加盟店および顧客に対し、不法行為責任、その他の法律上の原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
- (1) アトカラ ID、パスワード等を加盟店または顧客自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されている情報との一致を当社が確認して行った取引により生じた損害
 - (2) 加盟店が当社のセキュリティ要件を充足せずに行った取引により生じた損害
 - (3) 当社の営業時間外（取引時間内のシステムメンテナンスにより取引が行われない時間を含みます）のために、加盟店の依頼に応じ得ないことにより生じた損害
 - (4) 申込データその他の加盟店により作成された決済データに誤謬、欠陥が存在したことによる損害または本サービスに関連して当社が提供した情報に誤謬、欠陥が存在したことにより生じた損害（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）
 - (5) 当社が加盟店の指定する金融機関の口座に送金を行ったにも拘らず、当該取引の送金が当社の責めに帰すべき事由によらず生じた損害
5. 当社は、加盟店および顧客が本サービスを利用することにより、第三者との間で生じた紛争について一切の責任を負わないものとし、加盟店は当該紛争を自らの費用と責任で解決するものとします。
6. 三井住友カードは、加盟店および第三者に対し、本サービスの提供および信用販売の実施ならびに本契約に基づく当社または加盟店の義務の履行につき、一切責任を負わないものとします。

第 28 条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 加盟店は、本契約に関して開示された当社および三井住友カードの営業秘密等を、当社および三井住友カードの書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。但し、以下のいずれかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれないものとします。
 - (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除きます）
 - (4) 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 前項の営業秘密等には、本サービスの提供に関し、当社および三井住友カードが加盟店に提供する事務連絡の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店は営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、自己の役員および従業員（以下総称して「従業員等」という）ならびに弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家に対してのみ、当社および三井住友カードの営業秘密等を開示するものとします。加盟店は、自己の従業員等に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課した上でなければ、当社および三井住友カードの営業秘密等を開示してはならないものとします。
5. 本条第 1 項および前項の定めにかかわらず、加盟店は、裁判所、行政機関または金融商品取引所等の自主規制機関から法令または規則に基づき営業秘密等の開示を義務付けられた場合は、法令等上可能な範囲で当社および三井住友カードに当該開示について事前に通知のうえ、当該営業秘密等を開示することができるものとします。
6. 加盟店は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に当社および三井住友カードの指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。
7. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第 29 条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、当社が加盟店に連携した個人情報を秘密として保持し、当社または三井住友カードの書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 加盟店は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
3. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本規約が終了した場合は、直ち

に、当社が加盟店に連携した個人情報を当社または三井住友カードに返却するものとします。但し、当社または三井住友カードの指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。

4. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第 30 条（委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 加盟店は、本契約に関わる業務処理を第 8 条に従い第三者に委託する場合（数次委託を含むものとし、以下同じ。以下、この委託を受けた第三者を「委託先」といいます）には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本契約における加盟店と同様の機密保持義務および個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。但し、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本契約上の加盟店の義務および責任は一切免除または軽減されないものとします。委託先は加盟店の履行補助者であり、委託先の行為および故意・過失は、加盟店の行為および故意・過失とみなすものとします。
2. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第 31 条（定期調査）

1. 当社は、割賦販売法の定めに従い、加盟店に対して定期的な調査を実施するものとします。
2. 加盟店は、当社からの求めに応じ、前項に基づき当社が実施する調査に必要な協力を行うものとします。

第 32 条（随時調査）

1. 以下のいずれかの事由があるときは、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
 - (1) 加盟店または委託先においてアトカラ ID、営業秘密等または個人情報（以下併せて「個人情報等」という）の漏えい等が発生したまたはそのおそれが生じたとき
 - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき
 - (3) 加盟店が本規約第 14 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条または第 35 条のいずれかに違反し、またはそのおそれがあるとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法その他当社が適当と認める方法によって行うことができるものとします。

- (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
 - (2) 個人情報等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
 - (3) 加盟店もしくは委託先またはその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 加盟店または委託先の施設または設備への立ち入り
 - (5) 電子計算機、ネットワーク機器その他信用販売にかかるデジタルデータを取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査を含みますがこれに限りません）
3. 当社は、本条第 1 項第 1 号または第 2 号の調査を実施するために発生した費用を加盟店に対して請求することができます。但し、本条第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 14 条第 7 項に定める調査および報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

第 33 条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
- (1) 加盟店が第 14 条に違反しまたはそのおそれがあるとき
 - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第 14 条の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (3) 加盟店が法令または本契約に違反するとき
 - (4) 前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善は図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができるものとします。

第 34 条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、当社に対して届け出ている商号、代表者、所在地、取扱サイト、連絡先、指定金融機関口座等、加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知（通知の種類、内容は限定されないも

のとします)、またはその他送付書類、第 19 条に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時点に加盟店に到着したものとみなすことに異議を述べないものとします。

第 35 条 (表明保証)

1. 申込者および加盟店は、当社および三井住友カードに対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 行為能力

加盟店は、適用法令上、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること

- (2) 社内手続

加盟店は、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること

- (3) 適法性等

本契約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと

- (4) 有効な契約

本契約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること

- (5) 非詐害性

加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと

- (6) 提供情報の正確性

加盟店が、本契約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報はすべて当社に提供されていること

2. 申込者および加盟店は、当社および三井住友カードに対し本契約締結にあたり、加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、反社会的勢力に該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が反社会的勢力に該当しないこと、また、自らまたは第三者を利用して第 2 条第 14 号イに掲げる行為のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本契約に基づく取引が停止されること、また直ちに本契約が解除されるこ

とがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社および三井住友カードに何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社または三井住友カードに損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店（加盟店の役員・従業員は含みません）は賠償しなければならないものとします。

3. 加盟店は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下のいずれの事実も真実であることを表明し、保証します。
 - (1) 第 14 条を遵守するための体制を構築済であること
 - (2) 特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近 5 年間に同法による処分を受けたことがないこと
 - (3) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近 5 年間に同法違反あるいは同法の適用を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと
4. 申込者および加盟店は、前各項に表明保証した内容が真実に反すること、もしくはそのおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。
5. 加盟店は、本契約成立後に本条第 3 項第 1 号に定める体制が構築されていないことが判明した場合、もしくは本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合、または本条第 3 項第 2 号または第 3 号に反する事由が新たに生じた場合には、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

第 36 条（契約解除等）

1. 第 38 条の規定にかかわらず、以下各号のいずれかの事態が発生した場合、または当社が発生しているものと認めた場合、当社は、本契約を直ちに解除できるものとします。この場合、加盟店の当社に対する一切の未払債務は当然に期限の利益を失うものとし、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本契約による取引を停止させることができるものとします。
 - (1) 加盟店が他の後払い決済（クレジットカード決済を含むがこれに限らない）を取り扱う会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (2) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
 - (4) 加盟店が自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
 - (5) 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、もしくは競売を申

立てられ、または自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは破産その他これに類似する倒産手続の申立てを行った場合

- (6) 加盟店にその他経営状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (7) 加盟店が届出た取扱サイトが実在しない場合
 - (8) 加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
 - (9) 加盟店が本契約に基づく届出（変更の届出を含みます）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
 - (10) 本契約に伴う加盟店の地位または債権を、当社の承諾なく第三者に譲渡する行為を行った場合
 - (11) 第 10 条、第 12 条および第 14 条に定める手続によらずに信用販売を行った場合
 - (12) 第 14 条第 7 項、第 8 項、第 19 条第 5 項その他の本契約に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
 - (13) 第 11 条の規定に違反して当社の改善措置の要求に従わない場合
 - (14) 本契約の定めに違反して立替払契約の立替代金の返還に応じない場合
 - (15) 第 26 条の禁止行為を行った場合
 - (16) 当社の加盟店に対する第 32 条の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
 - (17) 第 32 条、第 34 条に違反して調査事項の報告、または届出事項の変更届出の義務を履行しない場合
 - (18) 第 33 条に違反して是正計画の策定、実施等を行わない場合
 - (19) その他加盟店が、本契約に違反した場合もしくは当社が加盟店として不適当と認めた場合
2. 前項各号のいずれかの事態が発生した場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部または一部の支払を留保することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
3. 本条第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかの事態が発生した場合、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わないものとします）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。
4. 当社は、加盟店が本契約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。信用販売を一時停止し

た場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。

5. 加盟店は、第 38 条または本条第 1 項により本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとします。

第 37 条（損害賠償）

1. 加盟店が本契約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社または三井住友カードが損害を被った場合には、加盟店は当社および三井住友カードに対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 加盟店が本契約に基づき支払をなすべく日までに支払いを行わない場合、加盟店は支払日の翌日から年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 本サービスに関して生じた損害に対して当社が負担する責任は、請求の原因を問わず、現実が発生した通常かつ直接の損害に対し、当社が損害発生時点から遡って 3 カ月間に受領した手数料を限度額とする金銭賠償に限られるものとします。但し、いかなる場合にも、当社の故意または重過失に基づかない損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、結果損害、特別損害、無体物に対する損害については、責任を負わないものとします。

第 38 条（有効期間・解約等）

1. 本契約の有効期間は本契約締結後 1 年間とします。但し、加盟店または当社が、期間満了の 1 カ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは更に 1 年間自動的に更新し、以後も同様とします。また本契約の有効期間中であっても、加盟店または当社が、3 カ月前までに書面による通知を行うことにより、本契約を解約できるものとします。但し、加盟店が 1 年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に 1 カ月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本契約を解約できるものとします。
2. 本契約が終了したときは、加盟店は速やかに、本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止し、本契約終了時点で当社に対する信用販売の承認請求を行っていないものについては、本サービスの対象外とし、加盟店は当該顧客に対して本契約に基づく本サービス取扱を中止した旨を告知するものとします。
3. 前項の場合、本契約終了時点で当社に対する信用販売の承認請求は行われているものの、未処理の案件については、本契約終了後も同処理が完了するまでの間、本契約はその効力を有するものとします。

第 39 条（本規約の変更、承認）

1. 当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を 1 カ月前までに通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。加盟店が変更後の本規約の内容に同意できない場合、加盟店は当社に対し解約の申出をすることができ、当社と加盟店は別途協議のうえ定めた期日をもって本加盟店契約を解約することができます。但し、この場合、解約によって加盟店に生じた損害につき、当社は賠償する責任を負いません。
2. 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当するときには、本規約の内容の変更に
つき、当社は、変更後の本規約について加盟店の同意があったものとみなし、個別の合意
をすることなく本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、
当該変更内容を事前に当社ホームページ上で加盟店に通知します。但し、当該通知に別
段の定めがある場合は、当該通知の定めによるものとします。
 - (1) 本規約の変更が関係法令の変更、通信回線の利用条件の変更、当社のシステムの仕様
変更（サービス改善を含みます）その他本規約の変更が契約の目的に反せず、かつ、
変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
 - (2) 本規約の変更が加盟店の一般の利益に適合するとき

第 40 条（通知・報告）

本契約において行うこととされている通知、報告等については、特に明示する場合を除き、すべて書面または電子メールの形態で行われるものとします。

第 41 条（本規約に定めない事項）

本規約に定めのない事項については、取引慣行および関係法令による他、当社および加盟店は信義に従い誠意に協議することにより定めるものとします。

第 42 条（準拠法および合意管轄）

加盟店は、加盟店と当社または三井住友カードとの間で訴訟等の紛争が生じた場合、当社または三井住友カードの本社を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。本契約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。